

# 山梨県公報

第四百四十九号

令和六年

二月十九日

月 曜 日

## 目次

### 告示

- 道路の区域変更……………五二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………五一
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………五二
- 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(四件)……………五二
- 換地計画の決定(二件)……………五三
- 選挙管理委員会……………五三
- 政治団体の名称等の届出……………五三

## 告示

### 山梨県告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和六年三月十一日まで一般の縦覧に供する。  
令和六年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
笛吹市石和町四日市場字大口町一七四八番	旧	四六・九	一八・九

### 山梨県告示第三十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	山梨県大月市七保町瀬戸字大寺の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域	座標	
大寺山一	一点	北緯三五度四分五二秒三一八	
	二点	東経一三八度五八分一三秒一八六四	
	二点	北緯三五度四分五二秒一八九四	
	二点	東経一三八度五八分一五秒三二三八	
	二点	北緯三五度四分五二秒三八	
	二点	東経一三八度五八分一七秒一七七六	
	二点	北緯三五度四分四七秒四三三六	
	二点	東経一三八度五八分一六秒三三三七	
	二点	北緯三五度四分四七秒三九〇四	
	二点	東経一三八度五八分一三秒〇〇四四	
	二点	北緯三五度四分四八秒〇〇九七	
	二点	東経一三八度五八分一二秒九九〇七	
	二点	北緯三五度四分四九秒一五四二	
	二点	東経一三八度五八分一二秒八六一三	
	二点	七点	

一地先から  
笛吹市石和町広瀬字早稲田七三五番四地先  
まで

新	七五・二
五〇・〇	
二六〇・五	
一八・九	

八点	北緯三五度四〇分四九秒五六四〇
東経一三八度五八分一三秒〇四〇九	
九点	北緯三五度四〇分四九秒九九七一
東経一三八度五八分一三秒一四八二	
十点	北緯三五度四〇分五〇秒二七九九
東経一三八度五八分一三秒一六六九	
十一点	北緯三五度四〇分五〇秒二八七二
東経一三八度五八分一三秒〇三九七	
十二点	北緯三五度四〇分五一秒〇六五三
東経一三八度五八分一三秒〇二八四	

山梨県告示第三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和六年二月九日
- 二 指定道路の位置 笛吹市春日居町熊野堂字藤木沢三百三十番四
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 五十五・五九メートル

公 告

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（新田地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和六年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和六年三月十九日まで
- 三 縦覧場所 甲斐市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和六年四月三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年八月十九日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（浅川地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和六年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和六年三月十九日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和六年四月三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年八月十九日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（東入地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和六年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和六年三月十九日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和六年四月三日まで

五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年八月十九日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（念場地地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和六年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和六年三月十九日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和六年四月三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年八月十九日まで

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（黒駒西地区三工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和六年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和六年二月二十日から令和六年三月十九日まで
- 三 縦覧場所 笛吹市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和六年四月三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年八月十八日まで

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県

営中山間地域総合整備事業（黒駒東地区四工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和六年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和六年二月二十日から令和六年三月十九日まで
- 三 縦覧場所 笛吹市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和六年四月三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年八月十八日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

令和六年二月十九日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 小宮山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届  
政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党山梨県甲府市第五支部	寺田 義彦	廣瀬 英俊	甲府市和戸町一二一八	令和六年一月十一日	令和六年一月十六日
自由民主党山梨県山梨市第一支部	飯島 力男	坂本 和仁	山梨市市川八二五―一	令和六年一月十一日	令和六年一月十六日
自由民主党山梨県南都留郡第二支部	流石 恭史	白壁 道康	南都留郡富士河口湖町船津三四四八	令和六年一月十六日	令和六年一月二十四日

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
地域未来政策研究会	望月 大和	古屋 昭仁	甲府市和戸町六八八―五	令和六年一月二十五日	令和六年一月二十五日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	宏友会	保坂 登志雄	赤池 幸江		令和五年四月一日	令和六年一月十七日
旧	山梨県社会保険労務士政治連盟	山村 茂雄	平田 まゆみ		令和五年五月二十四日	令和六年一月二十二日
新	向山ひかりを支援する会	向山 輝	仁科 馨		令和四年四月十一日	令和六年一月二十五日
旧	日本薬業政治連盟山梨支部		丹後 学		令和六年二月一日	令和六年二月一日
新	山梨県税理士政治連盟	中込 公人			令和五年六月十六日	令和六年二月二日
旧		砂田 俊二				

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届(国会議員関係政治団体の区分)

区分	名称	国会議員関係政治団体の区分	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類	異動年月日	届出年月日
新	たくしん会	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	深沢芳次	衆議院議員	令和六年一月三十日	令和六年一月三十日
旧						

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
友希会	佐野義承	相川明	西八代郡市川三郷町山保三三五三	令和五年十二月五日	令和六年一月十日
小俣光吉後援会	堀内玉夫	小俣睦江	富士吉田市新屋一―六一七	令和五年十二月三十一日	令和六年一月十日
前島敏彦を支援する見晴し会	有馬満	樋口幸子	笛吹市一宮町東新居一五〇七	令和五年十二月三十一日	令和六年一月十七日
桑原守雄後援会	桑原安男	桑原賢次	富士吉田市大明見五―九一七	令和五年四月三十日	令和六年一月十日
杉原きよひと後援会	飯室道男	田口康一	笛吹市石和町山崎一三二―一五八	令和五年十二月三十一日	令和六年一月十日
なかざわ修後援会	仲沢修	河西理映子	南アルプス市和泉二二五	令和五年十二月三十一日	令和六年一月十八日
向山ひかりを支援する会	向山輝	向山ひろみ	山梨市牧丘町隼一四二―一	令和五年十二月三十一日	令和六年一月十五日
こまざわ信治後援会	井出總一	渡辺肇	南都留郡富士河口湖町船津七五四五―一	令和五年十二月三十一日	令和六年一月二十六日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
仲沢修	衆議院議員	なかざわ修後援会	南アルプス市和泉二二五	仲沢修	令和五年十二月三十一日	令和六年一月十八日

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番